

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

300号記念
4
特集号

[平成31年] 2019

No.300





| | |
|-----------------------------|----|
| 第4回 総務委員会 | 2 |
| 第268回 理事会 | 3 |
| TV会議 特殊車両通行許可制度講習会 | 5 |
| 取引環境・労働時間改善協議会 | 6 |
| 働き方改革実現に向けたアクションプランセミナー ... | 8 |
| 適正化事業実施機関評議委員会 | 10 |
| 近畿交通共済事故防止セミナー | 12 |
| 全日本トラック協会会長表彰受賞 | 13 |
| 300号のあゆみ | 14 |

| | | |
|----------------|--------------------------|----|
| ■ 全ト協から | 軽油価格調査集計表(2019年1月) | 18 |
|----------------|--------------------------|----|

| | | |
|-------------------|---------------------|----|
| ■ 近畿交通共済から | 近畿交通共済からのお知らせ | 19 |
|-------------------|---------------------|----|

| | | |
|----------------|-------------------------|----|
| ■ 奈ト協から | 優良従業員表彰候補者の推薦について | 20 |
| | 4月・5月の行事(予定)表 | 22 |
| | 適正化事業・巡回指導報告書 | 23 |
| | 事業用自動車事故事例No.43 | 24 |
| | KIT事業の案内 | 25 |

| | | |
|----------------|------------------|----|
| ■ 事故対から | 事故対からのお知らせ | 26 |
|----------------|------------------|----|

| | | |
|--------------------|----------------------|----|
| ■ 奈良県警察本部から | 奈良県警察本部からのお知らせ | 28 |
| | 青年部会交通事故防止対策会議 | 29 |
| | 交通事故防止対策資料の配付 | 30 |
| | 交通安全事故防止対策について | 巻末 |

第 4 回 総 務 委 員 会

日時：平成31年2月21日(木) 午後2時30分～午後3時7分

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：中担当副会長、委員8名、役員2名、事務局4名 以上15名

議 事

(1) 2019年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

- 事業計画書(案)について、公益社団法人の4つの公益目的事業と収益事業等について説明した。
- 収支予算書(案)について説明し、奈良県運輸事業振興助成補助金が昨年度に比べて約450万円増額見込みであり、会員に対する各種助成金等を増額する予定であると説明した。

(2) 公益法人認定法に基づく法人の運営組織及び事業活動の状況に関する奈良県からの立入検査の受検結果について

公益法人として2回目の立入検査が昨年12月18日に実施された。奈良県総務部法務文書課により定款・諸規程、役員名簿、理事会・総会の議事録等、個別事業の内容、収支予算書、収支計算書等の書類について検査が行われたが、1月30日付で「貴法人の運営組織及び事業活動は、概ね良好と認められます。今後も関係法令を遵守し、適正な法人運営に努めてください。」との立入検査結果通知書が届いたことを報告した。

(3) 奈良県知事との新たな「災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書」締結について

奈良県知事と締結している「災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書」は、昨年12月26日に終了し、同日付で奈良県の要請による物流専門家の派遣について記載した新たな協定を締結したことを報告した。

(4) 会費の滞納について

平成31年2月20日現在の会費滞納会員について報告した。

(5) その他

山口委員長より、本日藤俊運輸株式会社代表取締役社長 廣瀬久雄氏(当協会理事)と山田運送 代表者 山田忠氏が、平成30年度近畿運輸局自動車関係功労者表彰を受賞したことを報告した。



第268回 理事会

日時：平成31年2月26日(火) 午後零時40分～
場所：奈良トラック会館 2階 会議室

理事総数 26名 出席 20名 欠席 6名



総会に向けての審議

冒頭、森本万司会長は「今年度の事業は概ね計画通りに進んでいる。本日は貨物自動車運送事業法の改正についての説明も予

定している。総会に向けては本日の理事会と4月の理事会を残すだけとなっており、本日も予算案についてしっかりと審議し

ていただきたい」とあいさつ。

審議事項は次の通りです

(1) 2019年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

事業構成は、事故防止・交通安全対策事業、環境対策事業、災害時緊急輸送対策事業、公益社団法人全日本トラック協会への出捐事業、収益事業等の5つを事業の柱として輸送の安全を最優先課題とし、交付金の増額分は助成事業に振分けていると説明し

た。2019年度事業計画書(案)、会費の額及び納入方法、2019年度協会一般会計収支予算書(案)、奈良県トラック会館収支予算書(案)、運輸事業振興助成交付金会計収支予算書(案)、奈良・針トラックステーション会計収支予算書(案)、収支予算書総括表(案)、資金調達及び設備投資の見込みについて ⇒ 承認

(2) 会員の入会(案)について ⇒ 承認

新たに6社入会されました

- 株式会社キンキエクスプレス
葛城市柿本85番地25
- 奈良産経企画株式会社
奈良市七条町118番地
- 株式会社英伸通商
大和郡山市額田部寺町60-3
- 株式会社S・R・S
天理市西長柄町122番地
- 株式会社慶信
大和高田市西三倉堂1丁目12番6号
- 株式会社御厨運送株式会社
葛城市東室167-1



報告事項は次の通りです

- (1) 近畿運輸局長表彰（自動車関係功労者）受賞について報告した。
藤俊運輸(株) 代表取締役社長 廣瀬久雄氏（当協会理事）、山田運送 代表者 山田忠氏
- (2) 公益法人認定法に基づく法人の運営組織及び事業活動の状況に関する奈良県からの立入検査の受検結果について、運営組織及び事業活動は概ね良好と認めると通知があったことを報告した。
- (3) 奈良県知事との新たな「災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書」締結について報告した。
- (4) 適正化事業・巡回指導報告について、実施目標220件

に対して、2月20日現在231件の実施があったことを報告した。

- (5) 各委員会報告について
【総務委員会】省略
【環境対策委員会】環境キャンペーン、省エネ運転講習等を実施したことなどを報告し、2019年度の方針について説明した。
【災害時緊急対策委員会】奈良県防災総合訓練、救援物資図上訓練について報告した。災害発生時の対策として保存食セットの備蓄や非常用電源・モバイルバッテリーを各地域へ送ること、2019年度の方針について説明した。

- (6) 会員の退会について
奈良トランスポートサービス(株)、(有)サンエイ運輸の2社が退会。
(会員総数486社)

- (7) その他
 - ① 2月19日に上牧町において交通安全セミナーを開催したことを報告した。
 - ② 人材確保のための冊子を作り、ハローワークへ配布することを報告した。

貨物自動車運送事業法の一部改正について

奈良運輸支局の首席運輸企画専門官の本田泰彦氏が解説した。



▲備蓄用の保存食セットと非常用電源（扇風機は別）



▲貨物自動車運送事業法の一部改正について説明する本田氏

出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝森本 副会長＝清水・中・塚本 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村 専務理事＝中林
常務理事＝松村 理事＝谷口・高田・廣瀬・中西・辻本・鳥山・森本（禎）・山口・松谷・萩原・西川（直）・森本（好）・西川（武）・吉岡

TV会議システムを利用した 「特殊車両通行許可制度講習会」

日時：平成31年3月12日(火) 午後1時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者10人

大型・特殊車両に係わる最近の法令や通達改正の状況についてTV会議システムを利用して、全国14県のトラック協会と(公社)全日本トラック協会とをオンラインで結んでの講習会が行われました。大型車両に係わる最近の法令・通達改正状況、高速道路に係わる大口・多頻度割引の見直し対応についてや今後の改正について等、同協会輸送事業部の磯司郎調査役がテキストに沿って解説しました。主な内容は以下の通りです。



最近の規制緩和と強化

平成29年以降で規制が強化されたのは、車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置の見直し(高速道路6社)と荷主勧告制度の運用の改善(協力要請)の2点。反対に車両保安基準(誘導車回転灯の緩和)、基準緩和車両の通行許可期間の延長などの緩和措置に加え、今年からダブル連結トラック及び自動車運搬用セミトレーラ連結車の長さの基準等緩和、制限外積載許可期間の延長(3ヶ月→1年)と審査方法の見直し、基準緩和車両への複数積載、スタンション型重セミの新設などが加わっている。

タブレットでの通行許可が可能に

4月1日からは電子媒体(タブレット等)による特車通行許可証の携行、特車許可期間の延

長(2年→4年)が予定されている。

オンライン申請システムの変更

2月12日から申請支援システムへのログイン画面のURLが右記に変更されているので、ブックマークをしている方は御

注意を。無操作の状態が60分続いた場合は、ログアウトになり、作成途中のデータは無効となるので、途中保存等を行う必要がある。

新URL:

<https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/TokusyaSinsei/>

特殊車両通行許可証の備え付けが『タブレット』でも可能になりました! (2019年4月より)

特殊車両通行許可証等^{※1}(以下「許可証」といいます。)、道路法^{※2}において、通行時に携行することが義務付けられています。通行経路が多い場合や特殊車両の許可の場合等には、許可証の分量が膨大となり、多くの保管場所を必要とされてきましたが、2019年4月1日(月)から、紙による許可証の代わりにタブレット等での携行が可能となりました。特殊車両の現地取扱い等許可証の提示(表示)を求められた際には、ドライバー自らタブレット等を操作し、走行している通行経路の許可証を表示させなければなりません。

※1 経路表、経路図等を含む
※2 道路法 道路法第47条の2第6項: 許可証の交付を受けたものは、当該許可にかかると通行中、当該許可証を当該車両に備え付けなければならない。

国土交通省 JTF 全日本トラック協会

特殊車両の走行中、許可証の提示を求められた場合はドライバー自ら『タブレット』を操作して許可証の提示をお願いします!

① 許可証を表示する電子機器の種類・機能
許可証を表示する電子機器は、ノートパソコン、タブレット等で、許可証の内容を明瞭な状態で画面に表示できるものでなければなりません。なお、画面の大きさは8インチ以上の機器を推奨します。

② 電子機器の操作
取扱い時に、許可証の提示(表示)を求められた際には、ドライバー自ら、その責任において電子機器を操作し、電子データ(画面)上の通行経路の許可証を提示する必要があります。
※必ずタブレット上、電子データが保存されたUSB等を、取扱いを行っている車の電子機器に接続して表示させなくてはなりません。

③ 許可証不携帯による罰則
ドライバーは許可証を明瞭に表示させなければならない。例えば、電子機器の故障、バッテリー切れ、電源の枯渇、機器故障の不備が他の関係者によって適切に表示できない場合には、許可を保留しても、許可証を携帯し、罰則の対象とならざることを推奨します。

④ 電子データの内容
取扱いでの遅延や不確実性のため、国のオンライン申請システムを通じて交付された許可証の電子データを表示できるようにすることを推奨します。

※その他
紙による許可証の提示も引き続き可能ですが、取扱い時に許可証の提示を求められた際には、走行中の通行経路に関する許可証を提示してください。

各事業者においては、電子機器を携行するドライバーへの周知徹底をお願いします。

第8回トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会

日時：平成31年3月5日(火) 午前10時～
 場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席：座長・蓮花 一己（帝塚山大学 学長）、青木 利彦（奈良労働局 労働基準部長）、
 後藤 浩之（近畿運輸局 自動車交通次長 代理出席）、森本 万司（公益社団法人奈良県
 トラック協会 会長）他

トラック運送事業者・荷主・行政等の関係者が一体となって、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働を抑制するための具体的な環境整備を目的とした協議会に16人の委員と各省が出席し、この間の経過と今後の取り組みについて協議しました。



議 題

1. 第7回協議会の発言要旨について

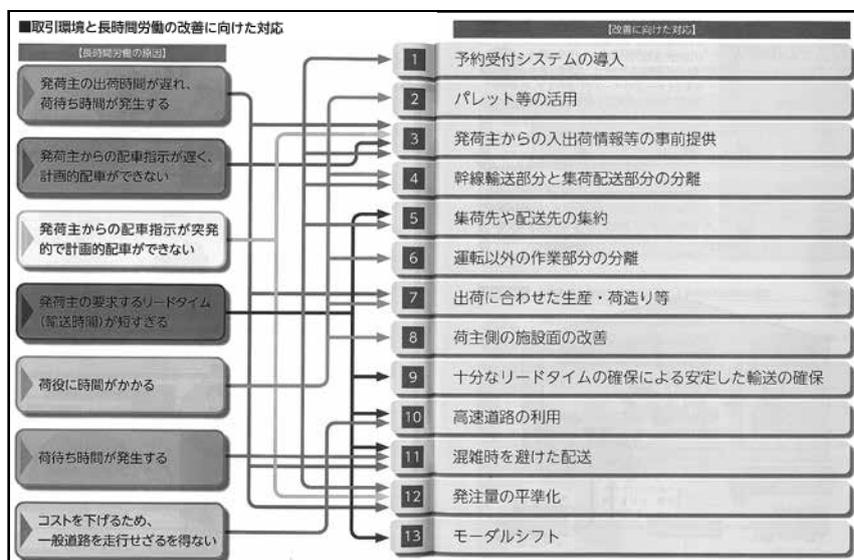
事務局から報告。

2. 協議会における来年度の取り組みについて

「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を作成し、7つのステップについてまとめられていることを報告。内容は荷主と運送事業者が協力して、ガイドラインを参考に自主的・積極的に取引環境と長時間労働改善に取り組めるようまとめた冊子。100を超える事例をまとめた事例集も別冊で作成しているので、より具体的で現場に即したものとして活用できる。「ホワイト物流」推進運動の進め方について（案）は、「自動車運送事業の働き方改革の実

現に向けた政府行動計画」の概要にもりこまれたもの。トラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保し、我が国経済のさらなる成長に寄与するため、企業等、物流事業者、国民の3

者が一緒になって国民運動的に進めていくものとして計画。内容は「ホワイト経営」の見える化。働きやすい労働環境の実現に向けて、しっかりと取り組む事業者を認証する制度の創設を検討している。



3. その他

【平成31年度アドバンス事業及び今後の協議会について（案）】

様々な輸送品目について個々に抱える課題に違いがあるので、荷待ち件数が特に多い輸送分野などにおける取り組みの推進として輸送品目ごとの課題や実態を把握し、改善方策を検証する。また、地方によって課題が異なる面もあるので、中央・地方の両方において関係者と取り組みを進める。その為、加工食品物流、紙・パルプ物流、建設資材物流の3つの分野で懇談会を立上げ、中央と地方で取り組んでいくことになる。

【トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン】

厚生労働省・国土交通省などの関係省庁でまとめたもので、荷主と運送事業者双方の共通理解を促すためのガイドライン。価格交渉の際のハンドブックとあわせて活用してほしい。

【貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の概要】

欠格期間の延長などの「規制の適正化」、定期的な点検・整備の実施など「事業者が遵守すべき事項の明確化」、新たに荷主の配慮義務を設けるなど「荷主対策の深度化」、荷主への運賃交渉の際の基準となるような標準的な運賃を国土交通大臣が定めて告示できる「標準的な運賃の告示制度の導入」(平成35年までの時限措置)など運転者の労働条件を改善するための措置として、昨年12月に公布された。

【荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナーについて】

荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのガイドラインや具体事例などの紹介を目的に2月から全国各地で開催している。

【トラック運送業の働き方改革に向けた厚生労働省の取り組みについて】

1、荷主や運送事業者が用途に応じて活用できる周知用のコ

ンテンツを作成。『トラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック』、『荷主のための物流改善パンフレット』の2点に加えて好事例紹介の動画を作成中。2、働き方改革推進支援センターの設置。就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金など働き方改革に関連する総合的な相談窓口を各都道府県に設置。奈良県働き方改革推進支援センターは奈良市西木辻町343-1（フリーダイヤル0120-414-811）。3、来年度予算について。トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策に6,441万円（予定）、ガイドラインの周知のためのセミナーを各都道府県1回以上、全国で50回実施するほか、ポータルサイトを開設する。また働き方改革推進支援センターの設置と運営費用に76億円（予定）。4、中小企業の労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁への通報制度を強化。下請事業者などの通報の希望の如何にかかわらず、その下請事業者などに通報趣旨を丁寧に説明したうえで通報することになった。

トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン等周知セミナー

日時：平成31年3月12日(火) 午後2時～午後4時
 場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者72人

昨年3月、(公社)全日本トラック協会では「トラック運送業界の働き方改革実現に向けた

アクションプラン」を策定。同プランの取組内容について具体的かつ詳細に紹介した解説書が、

このほどできあがり、協会ではセミナーを開催しました。主な内容は以下の通りです。

「働き方改革関連法」及び「改正貨物自動車運送事業法」の概要について 説明：(公社)全日本トラック協会 企画部次長 小川裕史氏



▲小川裕史氏

トラックドライバーなどの自動車運転業務については、働き方改革関連法の関係で年960時間以内とする時間外労働の上限規制が2024年4月から適用されるが、将来的には一般則の適用を目指すことになっている。また月60時間超の時間外割増賃金

率を50%に引上げ(2023年4月から)、今年(2024年)の4月1日からは年次有給休暇5日取得の義務化が始まる。有給休暇5日の義務化は大企業、中小企業を問わず対象になり、労働者の希望を踏まえて取得時季を決めるので注意が必要。罰則規定もあり、一人あたり最大30万円。こうした法改正に対応していくためには、荷待ち時間の削減や荷役時間の短縮、適正運賃・料金の收受でドライバーの待遇改善をすることが大事。

貨物自動車運送事業法の改正

は「荷主対策の深度化」、「標準的な運賃の告示制度の導入」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」、「規制の適正化」の4つの項目について、運転者の不足により、社会の重要なインフラである物流が滞ってしまうことのないよう、運転者の労働条件を改善するための措置として改正された。荷主の配慮義務の新設や荷主勧告制度の強化、標準的な運賃の告示制度の導入などが盛り込まれている。

働き方改革関連法の施行スケジュール

| | | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----------------|-------------------------------------|--|----------------|----------------|--------|----------|----------|
| 労働基準法 | 時間外労働の上限規制(年720時間)の適用【一般則】 | 4月1日から適用(大企業) | 4月1日から適用(中小企業) | | | | |
| | 時間外労働の上限規制(年960時間)の適用【自動車運転業務】 | 自動車運転業務については、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死等の防止の観点から、改善基準告示の総拘束時間等の改善について速やかに検討を開始する(衆議院・参議院の附帯決議より) | | | | | 4月1日から適用 |
| | 月60時間超の時間外割増賃金率引上(25%→50%)の中小企業への適用 | | | | | 4月1日から適用 | |
| | 年休5日取得義務化 | 4月1日から適用 | | | | | |
| パートタイム労働法・労働契約法 | 同一労働同一賃金 | | 4月1日から適用(大企業) | 4月1日から適用(中小企業) | | | |
| 労働者派遣法 | | | 4月1日から適用 | | | | |

トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン(解説編) について 説明：日本PMIコンサルティング(株) 代表取締役 小坂真弘氏



▲小坂真弘氏

働き方改革を通じて会社の魅力をどう上げるか。人を採用するより辞めない会社をつくること。会社を総点検して働きやすさ、労働時間、賃金を見直し、口コミで地域ナンバーワンの会社を目指してほしい。残業の上限960時間は目的ではなく手段としてとらえたい。有給休暇5日の義務化に対しては就業規則の改正も必要。この4月から義務化が始まるので、まったなし。有給休暇を取得できていないドライバーが一人でもいる会社は調査したなかの約7割、有給を取得した場合の人件費は1.2%アップする。時間外労働や法定福利費を入れて3.3%アップ。このコスト増は取引先からもらわないとどうにもならない。

総点検の中で、まずは現場の詳細な調査によって、労働時間を正しく把握すること。運賃交渉にも役立つ。荷待ち時間を削減し、生産性を向上させるため



には発着荷主の協力が必要であるが、荷主の6割は法改正のことを知らない。声を上げて実態を共有し、共感を得る。そして取引を継続するか解消するか見極める必要がある。高速道路の料金は収受しやすくなっており、交渉したい項目。

就業規則を見直す場合、厚生労働省のホームページにモデルがあるので参考にして、時季指定の件も明記してほしい。また

有給休暇の管理簿を作成し、3年間は保管しないといけない。従業員がたくさんいる場合は、有給取得のための一斉付与日を設けると管理がしやすい。

こうした働き方改革の中で、女性や高齢者の働きやすい環境をつくり、働き手のニーズをくんで短時間労働を組み入れるのもひとつの手法。発着荷主との交渉は時間がかかるので、まずは自助努力をお願いしたい。

有給休暇5日取得義務化のポイント

- 有給付与日数年間10日以上労働者が対象。10日を下回る労働者に有給休暇を取得させる義務はない。
- 有給休暇は、半日単位、1日単位で取得させることができる。時間単位は対象外。
- 有給休暇の取得日は、「週1日以上の日」を取得したことにならない。
週6日勤務(休日:日曜)で、水曜に有給休暇を取得し、日曜に休日出勤した場合、同一週内に代休または振替休日を取得→4週・休日4日の規定を就業規則に定めておけば、より柔軟な対応が可能。
- 有給休暇に該当する労働時間はないため、所定外労働時間から除外される。当該週の週40時間の労働時間に残業時間に充てられる
- 有給休暇を取得させると、労働日数が減少して困る事業者の場合には、有給休暇を取得する週に休日労働を行う(週2日の休日取得できる週に有効)
- 労働義務のある日に、労働義務を免除したに過ぎないため、「休日」を取得したことにはならない

第32回奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

日時：平成31年3月15日(金) 午前10時～

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者（敬称略）：

〈委員長〉蓮花一己（学識経験者）

〈委員〉内藤利彦（労働組合関係者）、森本禎男（貨物自動車運送事業者）

〈参考人〉松尾武文（近畿運輸局 奈良運輸支局長）

〈オブザーバー〉本田泰彦（近畿運輸局 奈良運輸支局 首席運輸企画専門官）

〈適正化事業実施機関〉森本万司（本部長）

〈事務局〉中林専務理事、松村常務理事、森部長、三輪係員

巡回指導を着実にGマークの認定を強力に

冒頭、森本本部長は「業界は人出不足が深刻な状態。そんな中、ホワイト物流の説明を受けた。ホワイト経営で適正な運営をしていかないと、人が集まってくれない。奈良県の場合、まだまだ改善基準に満たないとか法令に違反している会社も全国と比べると多いようで、立場の違

う人からの厳しい意見も聞かせてほしい」とあいさつ。また蓮花委員長は「自動運転の車が一番早く導入されるのは高速道路のトラックと過疎地の高齢者だと思う。それに見合うきちんとしたシステムを作っていく」と述べました。



▲蓮花委員長

議事1 平成30年度適正化事業実施機関の活動報告について

(1) 適正化事業の公正・着実な推進

速報制度への対応について、平成30年度は15件あり、そのうち3件は会員、6件は霊柩事業者。内容は点呼が実施されていないのが11件でもっとも多かった。巡回指導は目標220件に対して237件実施。1,514件の指導をしている。1事業所あたり6.4項目。評価別ではC評価が29.1%でもっとも多いと事務局から説明がありました。

(2) 貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」の積極的な推進及び協力【重点項目】

平成30年度Gマークは県内で新規8事業所、更新28事業所の計36事業所が認定を受けている。認定事業所数は昨年12月現在、165事業所（126社）となり県内全事業所数の21.1%になる。

そのほかGマークラッピングトラックや適正化事業情報誌

「あすか」の発行について、(3) 適正化事業指導員に対する研修及び更なる資質の向上、(4) 評議委員会の適切な運営、(5) その他の取組事項（優良事業所表彰、過積載防止啓発活動、運行管理者試験対策講習会、初任運転者特別講習）などについて事務局から報告がありました。

主な質疑は次の通りです。

- ・速報制度で平成29年度1件だったのが15件に増えたのは運用に変更があったのか。また内容が分かれば教えてほしい→今までどおりの運用で増えた。霊柩に関しては点呼があるのは知っていたが、用紙がないとか忘れていたという

- ・それが主な理由。それ以外は人手不足の関係もあると思う。
- ・全国平均に対して奈良県の数字が悪いのはなぜか、もう少し説明を。また運輸安全マネジメントの取組についてソフトや書式はないのか→マニュアルが去年から全面改訂されているが、それが理由ではな

く、以前からCやDの評価が多い傾向にある。運輸安全マネジメントについては目標や計画が事業所内で公表されていない。経営者の皆さんは、ご存知ではあるが取組はされていない。リーフレットがあるので巡回指導の際には配って啓発にも努めている。



議事2 2019年度適正化事業実施機関活動指針について

1. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 奈良運輸支局等との連携による速報制度並びに新規許可事業者に係る新規巡回指導及び労基特別巡回指導への適切な対応、(2)「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底、(3)法令順守の徹底や輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進、(4)適正・円滑な苦情処理などについて事務局から説明がありました。

(2)については全国実施機

関が示した巡回指導実施目標件数220事業所の達成に努めたいとしました。

2. 貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」の積極的な推進及び協力【重点項目】

県内全事業数に対する割合を前年度比1ポイント以上アップの目標とする。

また、3. 適正化事業指導員に対する研修及び更なる資質の向上、4. 評議委員会の適切な運営、5. その他の取組事項について事務局から説明がありま

した。

主な質疑は次の通りです。

- ・Gマークの取得率が低い中で、全国と同じことをしているのか。もっと高い目標設定が必要では→全国の認定率に届くよう目標を高くしたい。
- ・指導員の資質向上についての研修は→セミナー等への参加を通じて向上に努めていく。

その他

- ・来年度も本評議委員を継続してお願いすること、欠席の委員へは事務局から連絡をすることを確認した。

近畿交通共済・奈良地域事業主・運行管理者事故防止セミナー

日時：平成31年3月14日(木) 午後1時30分～

場所：ザ樫原

事故防止対策の徹底と安全運転意識の高揚を図るため、近畿交通共済協同組合主催の事故防止セミナーが開催され、(公社)奈良県トラック協会中秀夫副会長、塚本哲夫副会長等が出席しました。

大阪国際大学 人間健康科学部 山口直範 教授により、運転中の会話は運転以外のものに注意力が集中し運転に余裕がなくなること、安全への動機付けは運転者自身が危険を管理する能力を身につけること、安全運転に必要な技能を習熟させることが大切であること等、交通心理学を活用した安全運転教育の実践について講演されました。



全日本トラック協会会長表彰受賞

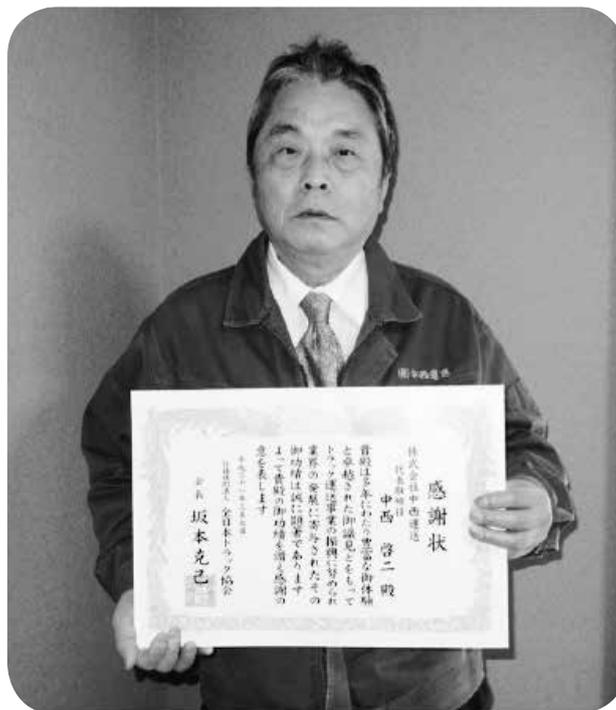
公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から、トラック運送事業の振興に努め業界の発展に寄与したという功績により、感謝状が授与されました。



▲塚本運送(株) 塚本哲夫 氏



▲森本運輸(株) 森本禎男 氏



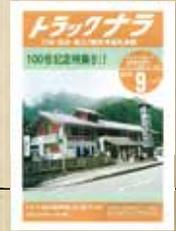
▲(株)中西運送 中西啓二 氏

トラック奈良



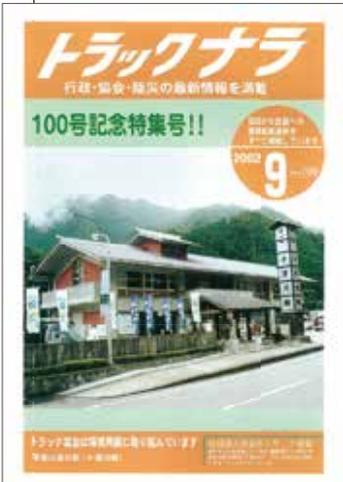
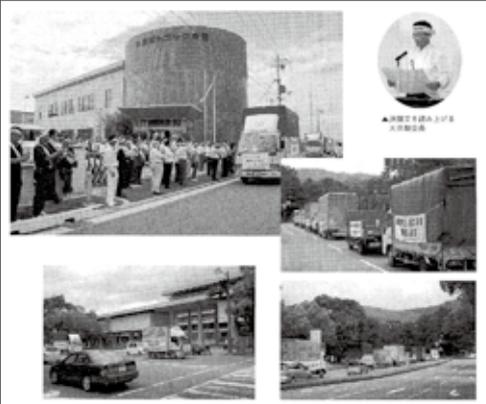
300号の歩み

History of Truck NARA



| | 平成のトラック協会の出来事 | 社会の出来事 |
|------------------|---|---------------|
| 平成元年 (1989年) | 12月 貨物自動車運送事業法、貨物運送取扱事業法成立 | 4月 消費税3%導入 |
| 平成2年 (1990年) | 4月 奈良県トラック協会青年部設立総会 | |
| 平成3年 (1991年) | 3月 第一回運行管理者試験実施 | |
| 平成4年 (1992年) | 10月 全ト協10月9日を「トラックの日」に制定 奈ト協は、献血推進運動をトラックの日を記念し実施 | 3月 新幹線「のぞみ」登場 |
| 平成5年 (1993年) | 5月 THE NEXT WAVE 創刊号〈会員数 339〉 ^① | |
| 平成7年 (1995年) | 7月 奈良県トラックドライバー コンテスト大会開催 (初年度) | 1月 阪神淡路大震災 |
| 平成8年 (1996年) | 3月 広報誌「トラックナラ」と 名称変更 9月 第一回 全国トラック運送 事業者大会実施 | |
| 平成9年 (1997年) | | 4月 消費税5%導入 |
| 平成11年 (1999年) | 6月 奈良県トラック協会 女性部会設立総会 ^② | |
| 平成12年 (2000年) | | 7月 2,000円札発行 |
| 平成13年 (2001年) | | 9月 米同時多発テロ |



| | 平成のトラック協会の出来事 | 社会の出来事 |
|------------------|--|--|
| 平成14年 (2002年) | 9月 トラックナラ 第100号 〈会員数 459〉 ③ | 5月 日韓でサッカーワールド杯 開催 |
| 平成15年 (2003年) | 5月 新会長に初の女性会長、吉村繁美氏が選ばれる 6月 奈ト協キャラクター「ナトちゃん」決定 10月 第1回奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関 評議委員会 ④ |  <p>③</p> |
| |  <p>④</p> | |
| 平成16年 (2004年) | 3月 奈良・針 T・Sオープン ⑤ 10月 奈良県トラック会館 新会館竣工 ⑥ | 8月 アテネ五輪 |
| 平成17年 (2005年) |  <p>⑥</p> | 8月 愛知万博「愛・地球博」 開催 |
| 平成18年 (2006年) | |  <p>⑤</p> |
| 平成19年 (2007年) | 7月 新潟県中越沖地震のおける 義援金の贈呈 | 2月 東京マラソン初開催(日本 初大都市型市民マラソン) |
| 平成20年 (2008年) | 8月 燃料高騰経営危機突破総決起大会 ⑦ 燃料高騰による経営危機を突破するために、全国統一行動と してトラック運送事業者による総決起大会が開かれた。 | 9月 金融危機が世界に波及 (リーマンショック) |
| |  <p>⑦</p> | |
| 平成21年 (2009年) | 1月 トラック・バス等の流入車規制「大阪府」 8月 事業場における新型インフルエンザ対策講演会 | |

トラック奈良 300号の歩み

| | 平成のトラック協会の出来事 | 社会の出来事 |
|------------------|--|--|
| 平成21年 (2009年) | 8月 「交通安全母の会」に初めてストップマーク贈呈 ⑧  | |
| | 9月 奈良県トラック会館で初めて「移動健康診断実施」 ⑨  | |
| 平成22年 (2010年) | 10月 運転技能自動評価システムを採用し、安全運転向上の教育プログラムを独自に開発 ⑩  | 6月 小惑星探査機「はやぶさ」が帰還 |
| | 12月 トラックナラ 第200号〈会員数 470〉 ⑪  | |
| 平成23年 (2011年) | 3月 東北地方太平洋沖地震における緊急物資輸送 ⑫  | 3月 東日本大震災 |
| | 平成24年 (2012年) | 4月 広報誌「トラック奈良」と改称 7月 「燃料サーチャージ導入促進セミナー」開催 |

| | 平成のトラック協会の出来事 | 社会の出来事 |
|------------------|---|--------------------|
| 平成25年 (2013年) | <p>2月 交通安全 市民シンポジウム 「睡眠呼吸障害と交通安全」に市民220人参加</p> <p>4月 奈良県トラック協会が公益社団法人移行認定</p> | |
| 平成26年 (2014年) | <p>2月 ラッピングトラック出発式 奈良の産業紹介「あなたと奈良の縁結び」¹³</p>  <p>7月 同上 「第34回全国豊かな海づくり大会～やまと～」¹⁴</p>  | <p>4月 消費税8%の導入</p> |
| 平成27年 (2015年) | <p>2月 トラック運送事業における契約締結等書面化推進セミナー</p> <p>7月 第1回トラック輸送における取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会</p> | |
| 平成28年 (2016年) | <p>4月 熊本地震の被災地へ緊急救援物資を輸送</p> | <p>4月 熊本地震</p> |
| 平成29年 (2017年) | <p>3月 「準中型免許」が新設された¹⁵</p> <p>10月 「標準貨物自動車運送約款の一部改正」 …長時間労働に向けた環境整備と取引環境の改善</p>  | |
| 平成30年 (2018年) | <p>4月 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」一部改正 …睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します</p> | <p>9月 北海道地震</p> |
| 平成31年 (2019年) | <p>4月 トラック奈良 第300号〈会員数485〉</p> | |

軽油価格調査集計表(2019年1月)

平成31年2月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2019年1月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|--|--------|--------|-------|
| | 104.68 | 92.25 | 99.55 |

2019年1月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 元売名 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|---------------|--------|--------|--------|
| J X T G エネルギー | 99.19 | 91.54 | 100.97 |
| 出光 | 103.33 | 93.72 | 97.56 |
| | | | |
| 昭和シェル | 120.53 | 92.36 | 96.50 |
| | | | |
| エクソンモービル | | | |
| | | | |
| キグナス | 115.00 | 89.58 | |
| | | | |
| コスモ | 112.00 | 91.90 | 103.20 |
| その他 | 100.78 | 93.26 | 98.43 |

2019年1月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 月間購入量 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 30キロリットル未満 | 105.30 | 92.18 | 100.05 |
| 30～50キロリットル未満 | 94.70 | 92.63 | 94.80 |
| 50～100キロリットル未満 | | 100.40 | 97.50 |
| 100キロリットル以上 | | 90.49 | |

2019年1月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 支払期限 | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|----------|--------|--------|--------|
| 30日未満 | 109.20 | 93.58 | 99.57 |
| 30～60日未満 | 104.59 | 91.58 | 99.37 |
| 60日以上 | 92.20 | 96.08 | 101.10 |

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均 |
|----------|--------|--------|--------|
| 2018年9月 | 112.24 | 103.59 | 110.89 |
| 2018年10月 | 115.33 | 108.57 | 114.84 |
| 2018年11月 | 112.97 | 102.65 | 110.85 |
| 2018年12月 | 103.70 | 94.50 | 103.49 |
| 2019年1月 | 104.68 | 92.25 | 99.55 |

※消費税抜きの価格となります。

近畿交通共済からのお知らせ

NEW

新「搬送引取費用特約」のおすすめ

4月から、組合員の皆さまの要望にお応えして、加入しやすい特約に改正しました。契約自動車が発生事故を起こした場合はもちろん、故障やアクシデントにより走行不能になった場合に備えて、「搬送引取費用特約」のご加入をお勧めします。

★ 対人共済にご加入していれば、この特約にご加入できます。

この特約にご加入いただける条件を、車両共済 契約車両から対人共済 契約車両に変更します。

★ 搬送費用の限度額を引き上げました。

| | | |
|---------------|---|---|
| 応急処置費用 | 走行不能となった場所において、30分程度の作業で自力走行できる状態に復旧するための応急処置にかかる費用 | 搬送費用（応急処置費用を含む）の上限額を走行不能となった原因（事故・故障）ごとに区別して引き上げます。 事故・故障の場合 15万円 ↓ 事故の場合 100万円 故障の場合 30万円 |
| 搬送費用 | 故障や事故のため修理工場等への搬送が必要な場合の費用 | |
| 引取費用 | 修理が完了した後、車両を引き取るために要した1人分の片道（往路）の交通費 | 2万円 |

★ 特約掛金を大幅に引き下げました。

◎ 搬送引取費用特約の掛金を概ね**50%以下**に引き下げました。

◎ 特約の基本掛金に対して、対人共済の割引割増率が適用されます。

| 用途・車種 | 従来の掛金 | 変更後の掛金（4月1日から） | 対人共済の優良割引が70%の場合 |
|-----------|---------|--------------------------|------------------|
| 営業用 2トン超 | 43,600円 | 18,100円 (58%引き下げ) | ➡ 5,430円 |
| 営業用 2トン以下 | 24,400円 | 10,000円 (59%引き下げ) | ➡ 3,000円 |
| 営業用 小型貨物 | 12,700円 | 5,100円 (60%引き下げ) | ➡ 1,530円 |

特約の詳細については、お問い合わせ下さい。

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

優良従業員表彰候補者の推薦について

5月27日(月)開催の2019年度定時総会(於THE KASHIHARA)において
会員事業者の優良従業員を会長名で下記の通り表彰致した別紙推薦書にて
FAX(番号0743-23-1212)で推薦頂きますようお願い申し上げます。

記

1 被表彰者の種類

- (1) 運転者
- (2) 一般従業員

2 推薦基準 ((1)～(3)の全てに該当する従業員)

- (1) 成績優秀で他の従業員の模範となる者
- (2) 同一事業者に5年以上勤務する者(基準日は総会の日)
- (3) 過去にこの表彰を受けていない者

3 推薦締切日

平成31年4月15日(月)

(本件担当:山村)

別紙

平成 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会会長 殿

住 所

会 員 名

代 表 者 名

印

優良従業員表彰候補者推薦書

標記について下記の者を被表彰候補者として推薦いたします。

記

| | |
|------------------|--------------|
| 氏 名 | ふりがな |
| 生 年 月 日 | 昭和 平成 年 月 日生 |
| 職 名 ○印を付けて下さい | 運転者 一般従業員 |
| 勤 続 年 数 | 年 月 |
| (推薦理由) | |

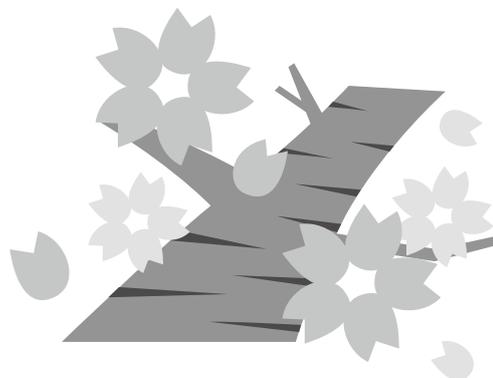
トラック協会・陸災防奈良県支部

4月の行事(予定)表

| 日 | 曜 | 時 間 | 行 事 | 場 所 |
|----|---|--------|-------------------|-----------|
| 7 | 日 | 8:00～ | 移動健康診断 | 奈良県トラック会館 |
| 12 | 金 | 14:00～ | 第1回交通安全・労災防止対策委員会 | 奈良県トラック会館 |
| 21 | 日 | 8:00～ | 移動健康診断 | 奈良県トラック会館 |
| 23 | 火 | 11:00～ | 第1回総務委員会 | 奈良県トラック会館 |
| 25 | 木 | 12:00～ | 第269回理事会 | 奈良県トラック会館 |

5月の行事(予定)表

| 日 | 曜 | 時 間 | 行 事 | 場 所 |
|----|---|--------|------------------------------------|---------------|
| 10 | 金 | 13:30～ | TV会議システムを利用した「特殊車両通行許可制度講習会」 | 奈良県トラック会館 |
| 13 | 月 | 13:30～ | 2019年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク)」説明会 | 奈良県トラック会館 |
| 27 | 月 | 13:00～ | 第46回定時総会 | THE KASHIHARA |



適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

| 平成30年度実施状況 | | |
|------------|------|--------|
| 実施目標件数 | 実施件数 | 実施率 |
| 220件 | 237件 | 107.7% |

| 平成31年2月実施状況 | | | |
|-------------|------|-------|------------|
| 計画件数 | 実施件数 | 実施率 | 巡回延出動台(日)数 |
| 28件 | 23件 | 82.1% | 12台 |

| 調査事項 | | 指導件数 | 指導件数上位 |
|-----------------|--|------|--------|
| I. 事業計画等 | 1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。 | 0 | |
| | 2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 | 2 | |
| | 3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。 | 2 | |
| | 4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。 | 0 | |
| | 5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。 | 2 | |
| | 6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) | 0 | |
| | 7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 | 0 | |
| | 8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 | 0 | |
| II. 帳簿類の整備、報告等 | 1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。 | 1 | |
| | 2. 自動車事故報告書を提出しているか。 | 0 | |
| | 3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。 | 0 | |
| | 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。 | 2 | |
| | 5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る) | 15 | ① |
| III. 運行管理等 | 1. 運行管理規程が定められているか。 | 1 | |
| | ○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。 | 0 | |
| | 3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。 | 5 | |
| | 4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 | 0 | |
| | ○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。 | 12 | ⑤ |
| | 6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆ | 0 | |
| | ○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 | 5 | |
| | 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 | 0 | |
| | 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆ | 4 | |
| | 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 | 2 | |
| | ○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 | 14 | ② |
| | ○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。 | 13 | ③ |
| | ○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。 | 12 | ⑤ |
| IV. 車両管理等 | 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。 | 0 | |
| | ○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。 | 1 | |
| | 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 | 7 | |
| | 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 | 0 | |
| | ○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。 | 10 | |
| V. 労基法等 | 1. 就業規則が制定され、届出されているか。 | 2 | |
| | 2. 36協定が締結され、届出されているか。 | 5 | |
| | 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) | 0 | |
| | ○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 | 13 | ③ |
| VI. 法定福利 | 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。 | 2 | |
| | 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。 | 4 | |
| VII. 運輸安全マネジメント | 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。 | 12 | ⑤ |
| 指導件数合計 | | 148 | |

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

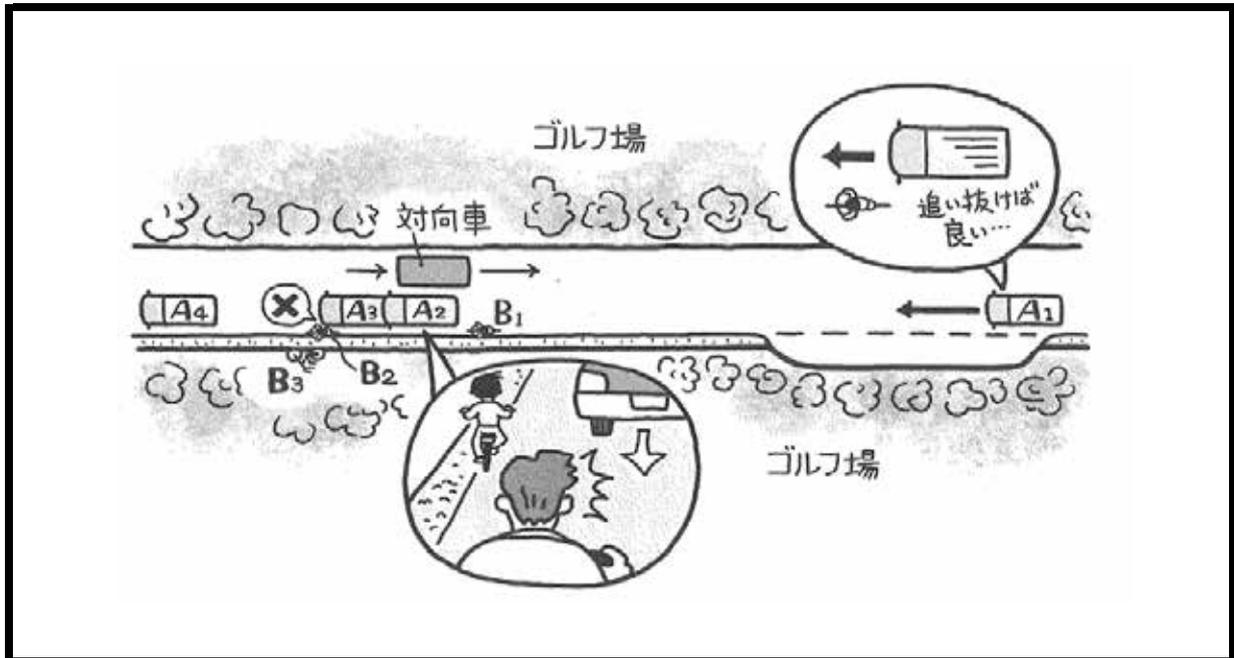
| | A | B | C | D | E | その他 | 合計 |
|-------|---|-------|-------|-------|-------|-----|---------|
| 通常 | 件 | 6(3)件 | 7(4)件 | 7(1)件 | 2(1)件 | 件 | 22(9)件 |
| 新規参入 | 件 | 件 | 件 | 件 | 1(1)件 | 件 | 1(1)件 |
| 新規(他) | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 特別(労) | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 特別(他) | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| 総合 | 件 | 6(3)件 | 7(4)件 | 7(1)件 | 3(2)件 | 件 | 23(10)件 |

※()は会員外の件数です

事業用自動車事故事例 No.43

普通貨物車の自転車追い抜き事故

■事故の概況



事故類型：追い抜き時

発生日時：暑い日の午後

当事者A：普通貨物車 20歳代 男性

当事者B：自転車(年齢性別不明)

■ 事故の概要

A車は幅員4.8mの中央線のない道路を時速約30kmで走行していました。この道はゴルフ場を分断するかたちで通っていて両側には木が生い茂っていました。数10m前方をB自転車が道路の最も左から少し中央寄りを走行していました。

AはB車を追い抜こうとそのまま走行し、あと数秒でB車に追いつくというとき、A車の左ミラーがBの背中を直撃しそうなことに気がつきました。Aは右にハンドルを切って、B車を回避しようとしたのですが、ちょうどそのとき対向車が来たため、AはB車を回避することができず、左ミラーをBの背中に接触させ、Bを転倒させてしまいました。

■ 事故から学ぶ

今回の事故は、Aの判断ミスが事故の原因です。

道路交通法第28条第4項では、「追い越しをしようとする車両は、反対方向又は後方からの交通及び前車又は路面電車前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車または路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない」とされています。

自動車の運転者の立場からいえば、走行速度や安定度が違う自転車と一緒に走りたくないというのがホンネでしょうが、現状の混合交通社会では、お互いが思いやりをもって安全に走行しましょう。

K I T 事業のご案内

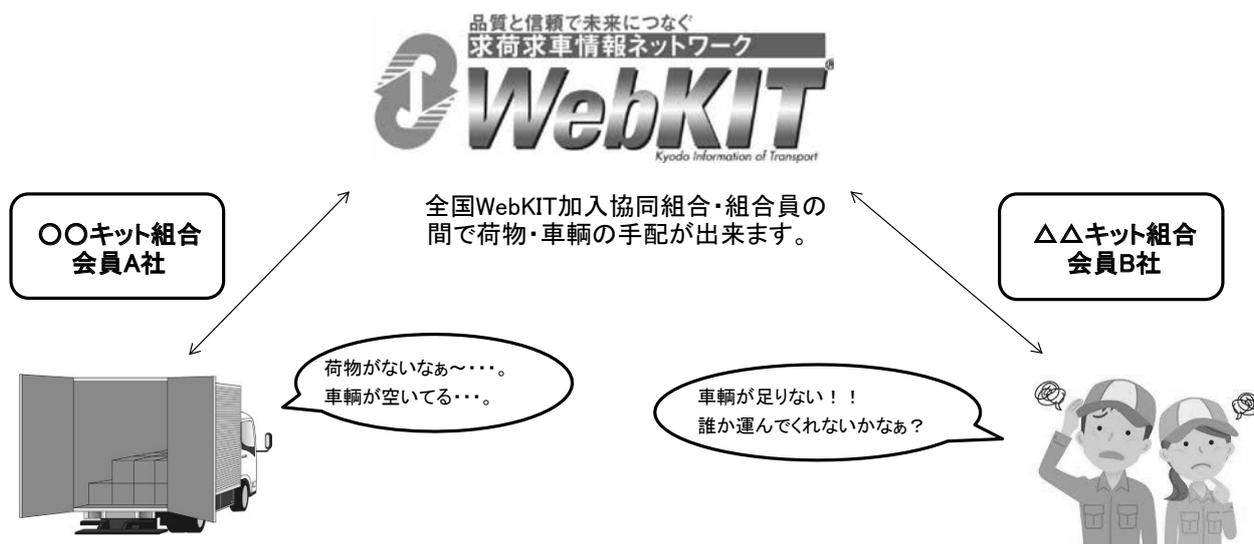
Kyodo Information of Transport

K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内

キット K ・ I ・ T

奈良県キット事業協同組合は平成12年6月から事業を開始しております。

キット事業とは、インターネット上にて、荷物及び車両を検索し、条件が合えば成約する事業で、空車を無くし、実車率を高める情報サイトです。



*** 運賃の集金は組合精算ですので安心です。**

*** 運賃の支払いは45日サイトです。**

☆輸送

運賃＜実例＞

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

| 平成30年度 | 1月 | 2月 |
|--------|-----|------|
| 軽油 | 97円 | 100円 |

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2019年1月現在)

*** 軽油・尿素の支払いは50日サイトです。**

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

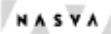
〒639-1103

奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

事故対からのお知らせ

平成31年度 運行管理者等一般講習・基礎講習のご案内

 独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する平成31年度運行管理者等一般講習・基礎講習について下記のとおりご案内します。御社の選任運行管理者の受講歴を確認し、本年度の受講が義務づけられている方に、必ず受講させてください。なお、平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させてください。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 基礎講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」または基礎講習修了証書で確認してください。

1. 開催日・会場等

■ 一般講習

| 開催年月日 | 対象(種別) | 開催会場 | 申込開始日 |
|----------------|--------|------------------------|------------|
| 平成31年 8月 1日(木) | 貨物 | 橋本市民会館 (和歌山県橋本市) | 平成31年4月20日 |
| 平成31年 9月 4日(水) | 貨物 | 奈良県奈良労働会館 (エルトピア奈良) | |
| 平成31年10月 3日(木) | 貨物 | かしはら万葉ホール | |
| 平成31年10月16日(水) | 貨物 | 奈良県奈良労働会館 (エルトピア奈良) | |
| 平成32年 2月 5日(水) | 貨物 | かしはら万葉ホール | |

※ 受付時間は、9:10～9:50です。講習時間は、10:00～16:00頃です。

■ 基礎講習

| 開催年月日 | 対象(種別) | 申込開始日 | 開催会場 |
|-----------------|--------|------------------------|------------|
| 平成31年 6月12日～14日 | 貨物 | 奈良県奈良労働会館 (エルトピア奈良) | 平成31年4月20日 |
| 平成31年12月 4日～ 6日 | 貨物 | | 平成31年10月1日 |

※ 講習時間は、1日目 10:00～16:00頃、2日目 9:30～16:00頃、3日目 9:30～16:00頃です。

※ 旅客の基礎講習を修了されても、貨物の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。同様に貨物の基礎講習を修了されても、旅客の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。

2. 申込開始日

上表にてご確認ください。なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いします。

3. 申込の方法

自動車事故対策機構(NASVA)のホームページ(「ナスバ」で検索)

<http://www.nasva.go.jp> を開き、「講習のご予約」をクリックして予約してください。

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

1名様: 一般講習 3,100円、基礎講習 8,700円

(消費税増税で年度途中に変更する予定ですのでご了承ください。)

5. その他

本講習に関するご連絡は当支所までお願いします。 電話 0742-32-5671

運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」のご案内

NASVA（独立行政法人自動車事故対策機構）では、国土交通省から、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効なセミナーとして「ガイドラインセミナー」「リスク管理（基礎）セミナー」「内部監査（基礎）セミナー」について平成26年より認定を受け実施しております。

平成31年度においては以下の日程で開催することとなりましたので、ぜひご参加いただき、自社の運輸安全マネジメントの取り組みの一層の向上にお役立て下さい。

受講によるメリット

《 監査インセンティブ 》

貸切バス事業者を除く自動車運送事業者の経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが国土交通省において確認された場合には、地方運輸局の長期未監査を理由とする一般監査の対象としないことができるとされています。

※注 制度に関する詳細は、国土交通省にお問い合わせ下さい。

《 Gマーク加点対象 》※貨物自動車運送の方

運送事業者の選任運転者が認定セミナーを受講された場合には、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）申請における、「安全性に対する取組の積極性」判断基準「5.外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。（2点）」に該当します。

※注 制度に関する詳細は、奈良県トラック協会にお問い合わせ下さい。

平成31年5月16日（木）13：00 開講 『ガイドラインセミナー』

安全マネジメントのガイドライン14項目について、項目毎に事例を交えながら解説します。

日時：平成31年 5月16日（木） 13：00～16：30

受講料：5,100円（消費税、テキスト代を含む）

※奈良県トラック協会加入の方は、お申込の先着10名様に限り受講料は全額協会が助成されます。

定員：15名【お申込みが5名以下の場合は開催を延期する場合がございますのでご了承ください。】

場所：エルトピア奈良（奈良労働会館）2F 小会議室1

受付開始：平成31年4月1日～（定員に達し次第受付を終了いたします）

お申込は
インターネットで

◎お申し込み方法

NASVAのホームページ『<http://www.nasva.go.jp>』（「ナスバ」で検索）を開き「セミナーのご予約」をクリックしてお申込みください。

（インターネットで予約できない場合は下記電話番号にご相談ください。）

◎お問い合わせ先 NASVA 独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所
TEL 0742-32-5671

奈良県警察本部からのお知らせ

1 平成31年の県内交通事故発生状況(3月15日現在)

| 区分 | 平成31年中 | 平成30年中 | 増減数 | 備考 |
|--------|---------|---------|---------|------------|
| 総件数 | 7,879 件 | 8,732 件 | -853 件 | 1日に約 106 件 |
| 人身事故件数 | 715 件 | 848 件 | -133 件 | 1日に約 10 件 |
| | 死傷者 | 9 人 | 8 人 | 約 8日に 1 人 |
| | 負傷者数 | 831 人 | 1,037 人 | -206 人 |
| 物損事故件数 | 7,164 件 | 7,884 件 | -720 件 | 1日に約 96 件 |

(データは概数)

2 新入学(園)児童・幼児等を交通事故から守る運動

実施期間 平成31年4月6日(土)～30日(火)

- 実施重点
- (1) 通学路における安全対策の徹底
 - (2) 歩行者としての交通ルールの周知
 - (3) 自転車利用者としての交通ルールの周知



4月は新入学児童や入園児などが増えます。小さな交通弱者に配慮した運転を心がけましょう。

ドライバーの皆様には、学校周辺や通学時間帯等で児童保護のため、安全運転に努めていただくよう、お願いいたします。

また、特に歩道を横切るときや横断歩道を通過するときの安全確認に注意しましょう。

3 交通死亡事故の特徴

3月15日現在、県内の交通事故死者数は、**9人**です。

交通事故類型では、

- 人対車両 3件
- 車両相互 3件
- 車両単独 3件

状態別では、

- 歩行者 3人
- 自転車 2人
- 四輪車 2人
- 二輪車 0人
- 原付車 2人

年齢層別では、

- 高齢者 5人
- 壮年 4人
- 青年 0人
- 少年 0人
- 子供 0人



高齢者が亡くなられる事故が多い傾向となっています。

※ 子供=15歳以下・少年=16～19歳・青年=20～24歳・壮年=25～64歳・高齢=65歳以上

4 歩行者を交通事故から守りましょう

- 横断歩道通行中や、横断しようとしている歩者がいるときは、横断歩道の直前(停止線のあるところでは停止線の直前)で停止し、その歩行者の通行を妨げてはなりません。
- 横断歩道付近に歩者がいる場合は、その横断歩道の直前で停止できる速度に減速しなければなりません。
- 交差点での巻き込み事故に注意してください。
しかし、後方確認に気を取られ、前方の安全確認がおろそかにならないようにしましょう。
安全確認ができないときは、一時停止して安全を確認しましょう。



青年部会 緊急交通事故防止対策会議を開催

日付：平成31年3月8日(金)

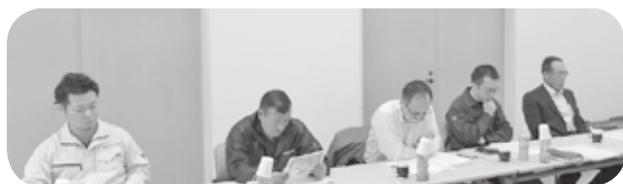
場所：奈良県トラック会館

奈良県トラック協会青年部会は、3月8日緊急に集まり交通事故防止対策について話し合いを行った。これは、公益社団法人奈良県トラック協会より「事業用自動車による交通事故防止対策について」の注意喚起を受けて実施したもので、冒頭、吉岡部会長より「輸送の安全は我々運送事業者にとって最重要課題である。事故を未然に防ぐため皆で情報を共有したい」と話があり、部会員から以下のような交通事故防止の取り組みについて意見交換を行った。



〔主な意見〕

- ①デジタルタコグラフでスピード、連続運転の管理をしている。問題があれば逐一ドライバーに直接指導している。交通安全は、目新しいことをするのではなく、日々の積み重ねが大切。それにより事故は格段に減った。
- ②交通安全事故防止について毎月ドライバーを集め、ミーティングを実施。年に1回は講師を招いた研修会を実施している。
- ③点呼の際にドライバーとなるべくたくさん話をし、ドライバーの体調などに変化が無いか確認している。
- ④運行前の点呼時に、自社の交通安全標語の唱和を行い、事故防止の意識付けを行っている。
- ⑤ドライブレコーダーの映像を利用し、実際のヒヤリ・ハットの場面をドライバー全員で共有することで、事故防止を図っている。



交通事故防止対策資料の配付

3月9日(土)フォークリフト運転技能講習の際、受講者に交通事故防止対策資料を配付しました。



右から 松陸運輸(株) 横田 司農夫氏 坂口 寛氏
 富士運輸(株) 前田 将崇氏 中尾 太一氏
 ヤマト運輸(株) 今西 徹氏 立石 茂輝氏

交通事故防止対策

交差点進入前に安全確認する

防止する要因

安全確認する時間がない、少ない

わざ見

相手のすり抜け

具体的な取組

- 左折時 左方・左後方からの自転車・二輪車等の動向及び進行先の環境を確認する。
- 右折時 対向車や死角となる二輪車等の動向、進行先の右方からの歩行者等の動向及び進行先の環境を確認する。
- 直進時 市街地では、前方・並走車両、右折対向車、歩行者や自転車等の動向及び進行先の環境を確認する。他車優先時は、見えるところまで進行し、前方・左右から進行してくる歩行者・自転車等の動向を確認する。

※赤字は事故分析結果を踏まえた内容

交差点内（特に横断歩道手前）で安全確認する

防止する要因

見落とし

具体的な取組

- 左折時 横断歩道手前で最徐行又は一時停止し、左右をバランスよく安全確認する。特に、左方からの自転車の動向を確認する。
- 右折時 横断歩道手前で最徐行又は一時停止し、左右をバランスよく安全確認する。特に、右方からの歩行者の動向を確認する。

公益社団法人奈良県トラック協会

交通安全事故防止対策について

日付：平成31年3月6日(水)
場所：奈良県トラック会館

山崎友宏天理警察署長から、天理市内の交差点における交通事故の発生に伴い、当協会天理支部長辻本廣行理事に、事故防止への協力依頼文書が手交されました。

要請を受け、協会からは同日付で交差点事故を防ぐための7つの安全行動を内容とした事業用自動車による交通事故防止対策の文書を会員事業所宛てに発出しました。



交差点事故を防ぐための7つの安全行動

- ① 整理・整頓して視界を確保する
- ② 適度な緊張感を持ち自己管理する
- ③ 事故リスクの少ないルートを走行する
- ④ ブレーキペダルに足をおき危険に備える
- ⑤ 交差点進入前に安全確認する
- ⑥ 適切な軌道で右折する・左折する
- ⑦ 交差点内（特に横断歩道手前）で安全確認する

トラック奈良 2019年4月 第300号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 森本万司
TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 鳥山幸男



東大寺講堂跡の桜

